

平成24年1月7日

自由民主党
政務調査会長 高市 早苗 様
組織運動本部 竹下 亘 様
団体総局長 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次

平成25年度予算、税制改正に関する要望について

日頃より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
介護保険制度がスタートして以来、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、制度の理念である高齢者の自立支援・尊厳の保持を図り、その人の実現したい生活を支えるため、ケアマネジメントの徹底を推進してきました。この日本により良いケアマネジメントを確立することが当協会の使命です。

ケアマネジメントは、様々な専門領域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて具体的達成目標を定め、計画的にチームでアプローチする方法です。介護支援専門員を中心に多職種協働でケアマネジメントのプロセスを実践することにより、必要な人に必要なサービスを過不足なく提供することが可能となり、利用者・介護者の負担軽減や望む暮らしの実現に寄与するものがあります。

昨年12月には、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における中間的な整理」が取りまとめられ、これに基づき制度的な見直しや実務的な検討が進められていきますが、国民の皆様が安心して暮らせる日本をつくるために、介護支援専門員は質の向上を図り、介護保険制度の要としての責務を十分果たしていく所存です。

つきましては、国民の皆様になお一層の貢献ができるよう、別紙の通り予算及び税制改正の措置について要望いたします。

格別のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成25年度予算に関する要望事項

介護従事者である介護支援専門員の資質向上、負担軽減としてお願いしたいことについて、下記の通り意見を具申いたします。格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1．介護支援専門員が利用者支援を続けながら質の高い更新・現任研修等受講できるように、e-learningシステム導入費用、及び研修ビデオ、テキスト構築費用などの予算措置をお願いいたします。

【要望理由】

研修受講について、地域によっては研修を1日受講するために前泊後泊して都合3日間費やさなければならない地域もあり、また、交通至便な地域でも研修受講のために業務の休業を余儀なくされるなど、研修の重要性は理解しつつも大きな負担となっています。このため、自宅や職場で研修受講が可能となるようe-learningシステム導入費用、及び離島、都市部等、地域にあった研修ビデオ、テキスト構築費用などの予算措置をお願いいたします。

2．義務化されている法定研修等（実務研修、基礎研修、専門研修課程、専門研修課程）の研修費用の予算措置をお願いいたします。

【要望理由】

介護支援専門員はその職務の重要性から、介護・医療・福祉の制度では他の免許資格にはない資格更新制度が設けられていて、5年に1回更新研修を、また、その間にも現任研修を受講することなどが義務づけられています。しかし、研修費用が原則本人負担となる場合が多いこと、都市部では会場借り上げ費等が高額になり基準額を大幅に上回ることや、都道府県の予算確保が困難なことから、国の補助制度がうまく活用できない場合もあるため、受講費用もさらに高額になり、ばらつきも出るという悪循環となっています。このため、研修費用補助の予算措置をお願いいたします。

また、この背景として、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、介護支援専門員資質向上事業は、予算半額の判定を受けたことも

あげられます。当該事業は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施団体が行う研修に対する補助金として、各都道府県からの申請により交付されているものですが、予算執行率が低いことや、都道府県によって個人の負担額に大きなばらつきがあることが指摘されました。

介護支援専門員の資格は、個人が取得する資格である以上、職能向上のためにはある程度の自己負担はやむを得ないと考えますが、この負担は現状の報酬と見合ったものであるとは言い難い面があります。研修の実施主体は都道府県にあるとはいえ、地域間での負担額の違いを是正していくことこそ必要であると考えます。

3 .介護支援専門員の各種法定研修のカリキュラムは国が設定していますが、実施主体は都道府県にあるため、受講管理体制が統一されていません。全国統一の受講管理システムを構築するための費用の予算措置をお願いいたします

【要望理由】

法定研修の修了評価が組み込まれていない現行の介護支援専門員研修においては、一定の資質向上が担保されているかどうか、測定が困難です。

また、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における中間的な整理」によって、今後見直しが予定されている、勤務地以外の都道府県での受講による当該研修への読み替え等を効率的に行うためにも、全国統一的に受講履歴を管理するシステムが必要となります。

よって、介護支援専門員研修の受講前後における評価方法の構築と、全国的な資格管理体制に向けたシステム構築のための予算措置をお願いします。

平成25年度税制改正に関する要望事項

指定研修実施機関に対する法人税等の取扱いについて、下記の通り意見を具申いたします。格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 介護支援専門員資質向上事業に位置づけられる各種研修（現任研修、資格更新研修などの生涯学習研修）の指定・受託実施機関（一般社団法人 日本介護支援専門員協会都道府県支部等）が研修を実施することによって得る所得に対する法人税等の非課税措置（特別措置）をお願いいたします。

【要望理由】

平成18年4月の介護保険法改正において、介護支援専門員の資格更新制・研修受講が義務付けられました。

また、平成18年6月に厚生労働省より「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」が都道府県に通知されました。この事業に関する研修を公益事業とみなし、指定および委託を受けた研修実施機関（日本介護支援専門員協会都道府県支部等）が、現任・更新研修を実施することによって得る所得については、法人税等の非課税としての取扱いを要望いたします。

以上